

【事業所向け】介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A (高齢者支援課) R3.1 修正版

No.	質問 (基本チェックリスト)	回答
1	<p>基本チェックリストの運動器, 口腔, 栄養, 閉じこもり, 認知症, うつ, 生活機能のどれに該当しても事業対象者になるのか。</p> <p>(運動器3点以上, 栄養2点, 口腔2点以上, 閉じこもりはNo. 16に該当, 認知症1点以上, うつ2点以上, 生活機能はNo. 1~20のうち10点以上のどれか一つでも該当した場合は事業対象者)</p>	<p>基本チェックリストの結果が, 事業対象者に該当する基準の何れか1つでも該当した場合は事業対象者となります。</p> <p>ただし, 事業対象者は一般介護予防事業で対応できる人も多く, また, 厚生労働省は, 「訪問介護や通所介護の対象者は, 事業対象者のうち要支援者に相当する者であり, 要支援者より軽度はまで対象にすることは想定していない」という見解を示していることから, 介護予防ケアマネジメントのプロセスを適切に行った上で, サービスにつなげるものとします。</p> <p>(参考: 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン P68)</p>
2	<p>基本チェックリストの採点方法と, ボーダーラインについて。</p> <p>(今まで使えていたデイサービスが使えなくなる場合, 移行することに難色を示されるのではないかと。また限度額給付のため, 週2回使えていた人が1回になってしまう可能性があり, 苦情がでる可能性があるのではないかと。)</p>	<p>事業対象者には, 要支援2相当の人も含まれるため, 必要に応じて週2回の通所介護利用も可能です。</p> <p>ただし, 適切なアセスメント・ケアマネジメントにより, 自立支援に向けたプランとなるようにしてください。</p> <p>なお, 要支援者が認定更新を希望する場合は, 更新の申請をしていただければ結構です。</p>
3	<p>基本チェックリストの実施結果, 非該当となった場合に基本チェックリストのやり直しは可能か。</p>	<p>非該当となった後, 申請者の心身等に状況が変化した場合は, 改めて基本チェックリストの実施が可能です。</p> <p>ただし, 事業対象者は一般介護予防事業で対応できる人も多く, また, 厚生労働省は, 「訪問介護や通所介護の対象者は, 事業対象者のうち要支援者に相当する者であり, 要支援者より軽度の者まで対象にすることは想定していない」という見解を示していることから, 介護予防ケアマネジメントのプロセスを適切に行った上で, サービスにつなげるものとします。</p>
4	<p>基本チェックリスト (介護予防・生活支援総合事業のサービス対象者確認票) は, 居宅介護支援事業所で行ってもよいか。</p>	<p>地域包括支援センターから委託を受けていれば, 居宅介護支援事業所のケアマネジャーが, 利用者と面談 (訪問) した際に基本チェックリストを実施していただくことは可能です。</p> <p>記入していただいた介護予防・生活支援総合事業のサービス対象者確認票は, 委託された地域包括支援センターへ提出してください。</p>